

直前三年の各事業年度における工事施工金額

申請時の留意点

- 個人から法人へ〔法人成〕の場合、法人としての決算期が未到来の場合は“該当なし”とし、個人時代の実績は記入しないこと。ただし、入札参加資格の承継をする場合は、許可取得後に別途営業譲渡時に係る決算変更届を提出すること。
- この表でいう〔事業年度〕とは、申請時の直前の決算期（個人は12月31日）から起算して過去3年間の事業年度をいう。
- 元請工事については、公共工事と民間工事に分けて計上すること。
- 〔公共〕工事とは、直接の注文者が官公庁等の場合をいい、最初の注文者が官公庁等であっても直接の注文者が建設業者である場合は下請に該当する。
- 建設工事の施工金額は建設工事の種類ごとに記載し、千円未満は切り捨てること。
- 〔その他の建設工事の施工金額〕の欄には、当該許可に係る建設工事以外の建設工事の施工金額を記載すること。ただし、兼業を含まない。
- 〔合計〕欄の「計」の金額は、財務諸表の損益計算書の完成工事高と一致すること。
- 施工実績がないときも、業種名及び施工金額を0として計上のこと。（保有し、あるいは申請する全ての許可業種について）